

『笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例』の改正について

1. 改正の目的

太陽光発電設備設置事業と地域との更なる調和、および事業地の維持管理体制の強化等を目的とし、『笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例』（以下「条例」という）について改正を行うものです。

2. 改正の経緯

笠間市では平成 28 年に県内初となる太陽光条例を施行し、10,000 平方メートル超の大規模な太陽光発電設備設置事業について、市との事前協議、地元行政区等、関係者への説明会開催等の手続きを求めてきました。昨年 6 月には、条例の適用面積を 3,000 平方メートル以上として、手続きの対象範囲を拡大したところです。

現在、国においては、事業前の説明会実施義務付け等の法令改正を行い、太陽光発電事業に対する制度強化を進めておりますが、当市の条例についても、これまで以上に、地域に開かれた事業の実施や事業区域の適正な維持管理など、住環境との調和に向けた、より丁寧な対応が求められているところです。

3. 改正の概要

○地域との協定書締結を義務化

地域の実情に即した発電事業を推進するため、事業者に対して、事業区域にあたる行政区との間で、事業に伴う良好な住環境への配慮や災害時の対応等について規定する協定書の締結を義務づけます。

○管理状況等の報告を義務化

事業区域内の適正な維持管理を促し、災害等の発生を未然に防ぐため、事業者に対して、発電期間が終了するまでの間、事業区域内の防災施設等の維持管理状況に関する定期報告（年 1 回）、及び災害等の異常発生時の対応状況について、市への報告を義務づけます。

○環境調査報告書の提出を義務化

事業区域内に生息する希少動植物の保護を図るため、事業者に対して、あらかじめ事業区域内の環境調査の実施、及び調査報告書の提出を義務づけます。（1ha 以上の山林伐採を伴う事業）

また、調査の結果、区域内に希少動植物等が発見された場合には、適切な保護措置を求めることとします。